

日本国憲法の成立



国民主権



第一条

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

平和主義



第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

基本的人権



第十三条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

◎天皇の位置づけとは？

象徴天皇制

◎国事行為

- ① 内閣総理大臣の任命
- ② 最高裁判所長官の任命
- ③ 国会の召集
- ④ 衆議院の解散

※内閣の助言と承認が必要



◎日本の平和主義



憲法第 9 条

- ① 戦力の不保持
- ② 戦争放棄
- ③ 交戦権の否認

◎平和を目指して【非核三原則】

